

仕 様 書

1. 件 名

デジタル地域通貨運用システム構築等業務委託

2. 委託期間

契約日 から 令和5年3月31日

3. 担当部課

市川市 企画部 行政経営・DX課

4. 総 則

(1)目的

市川市(以下「発注者」という。)は、地域経済と市民活動の活性化を図るため、市川市内でのみ利用できるデジタル地域通貨の導入事業(以下「事業」という。)に取り組んでいる。

デジタル地域通貨の発行を通じた市内の資金循環により、市内消費を喚起し、地域経済の活性化を図るとともに、エコ活動やボランティア活動のインセンティブとして、事業に参加する市内の店舗(以下「加盟店」という。)で利用できる行政ポイントを付与することで、市民活動の活性化を図るものである。

また、健康の増進に繋がる活動については、ウォーキングの歩数等に応じて、地域通貨に交換可能な健康ポイントを獲得できるサービスを提供することとする。

本委託契約は、デジタル地域通貨システム及び健康ポイントシステムをASPとして提供ができるサービス環境を構築するとともに、これらのシステム間連携を行うことで、一体的な事業展開のためのシステム環境を整備するものである。

併せて、事業に関する印刷物等の制作やデジタル地域通貨の加盟店獲得等、事業の開始にあたり必要となる業務を実施するものである

受注者は、この目的を十分に理解し、正確・丁寧かつ実行経費の軽減を図り、この業務を期限内に遂行しなければならない。

(2)前提条件

デジタル地域通貨システムにおける地域通貨及び行政ポイントは、加盟店での決済に利用できるものとする。

健康ポイントシステムにおける健康ポイントは、加盟店での決済に利用できないが、デジタル地域通貨システムにおける行政ポイントに交換できるものとする。

(3)業務の指示及び監督

受注者は、本委託を遂行するにあたって、発注者監督職員と常に密接な連絡を取り、最適な対応をとらなければならない。

(4)業務の責任範囲

本業務を遂行するにあたって、受注者は、信頼性と可用性を保証したシステムの構築、印刷物等の制作、加盟店の獲得について責任を負うものとする。なお、業務の内容に応じて、発注者が認める範囲で再委託することを可とする。

5. 委託内容

A システム環境構築用務

デジタル地域通貨システム及び健康ポイントシステムの構築ならびにシステム連携を実装すること。

A-1 デジタル地域通貨システムの構築

(1)システム要件

- ①デジタル地域通貨システムの構築は、受注者が保有するシステムを提供するサービスを基本とし、「5. 委託内容 A-1(3)デジタル地域通貨システムの構築」で指定する要件のほか、本契約の仕様を満たす上で不足する機能を追加して構築すること。また、機能要件の齟齬を防ぐため、発注者と協議し、本来あるべき姿の機能構築に努めること。
- ②サービスの実施にあたり、必要なハードウェア、データセンター等の確保、また、サーバOS、パッケージソフトウェア、データベース管理ソフトウェア、ウイルスソフト等、デジタル地域通貨システムの稼働に必要なソフトウェアは、受注者の負担で用意するものとする。
- ③発注者と受注者の協議調整の結果、安全性、信頼性、効率性、経済性等の観点から、発注者がデジタル地域通貨システムの機能要件を変更すべきと判断した場合は、システム機能の変更を行うことがある。
- ④デジタル地域通貨システムの設置場所は、別紙1「サービスレベルの保証基準(SLA)」に定める各項目の内容を保証できる環境とすること。
- ⑤サーバ等のハードウェアは、発注者専用でなくても構わないが、他のサービス利用者から独立し、セキュアなものであること。
- ⑥デジタル地域通貨システムを構築する各サーバには、ウイルス(ワーム、トロイの木馬、ボット等の侵入を含む。)対策を施し、発注者使用領域へのウイルス侵入を遮断すること。
- ⑦デジタル地域通貨システムを構築する各サーバには、不正アクセス対策を施し、発注者使用領域への不正侵入や保持情報の改ざん、窃取等を防止すること。

⑧デジタル地域通貨システムへのアクセスについては、通信上のセキュリティを確保するためSSL（セキュリティ・ソケット・レイヤー）認証による暗号化を施し、第三者機関発行のSSLサーバ証明書を確認できること。

⑨デジタル地域通貨システム稼働時の利用者数は、下記の通りとする。なお、将来的な利用者数の増に対応可能なシステムとすること。

システム利用者:15,000人

カード等物理媒体利用者:15,000人

(2)システムの動作環境

①端末要件

a.利用者端末

iOS及びAndroid 端末に対応すること。各OSのメジャーアップデートに適宜対応すること。また、iOS及びAndroid 端末を利用できない利用者は、カード等物理媒体を活用することでサービスの一部を利用できるようにすること。

b.管理者端末

以下で動作すること。

OS:Windows10、11

Webブラウザ:GoogleChrome

② サーバの動作環境

(ア)受注者がサーバ機器及びシステムを用意し、インターネット回線を利用したシステムであること。

(イ)サーバ機器等は、日本国内のデータセンター内に設置すること。また、データセンターは堅牢な建物であること。

(ウ)ファイアウォール等によるセキュリティ対策を講じ、不正アクセス検知等の仕組みが備わっていること。

(エ)デジタル地域通貨システムの利用者のアクセス時、クライアント機器の性能が充分で、回線による遅延の影響や極端なアクセス集中もない場合、ページ表示レスポンス速度が概ね2秒以内であること。

(3)デジタル地域通貨システムの構築

① 制度設計補助

本業務の遂行を目的として、デジタル地域通貨並びに行政ポイントの運用ルールの策定において、必要に応じて法令・事例・監督省庁の見解の調査を行う等、適切な助言を行うこと。また、業務の円滑な遂行のため、スケジュール及び工程管理を行うこと。

② 基本設計・詳細設計

発注者が求める機能要件に準じたデジタル地域通貨システムの基本設計、詳細設計を行うこと。

③ 構築

基本設計・詳細設計に基づき、システム構築を行うこと。

④ 機能要件

(ア)全般

- ・ 利用者が、iOS 端末においては「App Store」、Android 端末においては「Google Play」からアプリケーション(以下、「アプリ」という。)のダウンロードをできること。
- ・ 利用者が、SMS認証等での利用者確認を経たうえで、利用者登録(ID発行)をできること。また、IDについては地域通貨と行政ポイントで一意的なものとする。
- ・ 利用者が、コンビニエンスストア等に設置された現金自動預払機(ATM)で地域通貨を購入できること。なお、アプリ以外の利用者は、磁気カード等で地域通貨の購入ができること。
- ・ 利用者が、アプリおよび磁気カード等で購入したデジタル地域通貨並びに行政ポイントで加盟店での支払いをできること。
- ・ 利用者が、保有している地域通貨及び行政ポイントの残高と期限の確認をできること。なお、磁気カードの利用者は、コンビニエンスストア等に設置された現金自動預払機(ATM)で地域通貨の残高の確認ができること。

(イ)地域通貨機能

- ・ 利用者が、利用先(加盟店)の検索をできること。
- ・ 利用者が、地域通貨の利用履歴、残高、有効期限の確認をできること。

(ウ)地域通貨管理機能

- ・ 発注者、加盟店のそれぞれにおいて、管理機能を有すること。
- ・ 発注者が、加盟店ごと、利用者ごとの利用履歴を確認、集計できること。
- ・ 加盟店が、自店舗における地域通貨の利用履歴を確認、集計できること。
- ・ 発注者により、地域通貨の購入時に付与するプレミアムポイントや支払い時に付与する還元ポイントを発行することができ、かつ、利用者に対して地域通貨の購入、プレミアアの付与等に係る可否を設定できること。
- ・ 発注者が、プレミアムポイントや、還元ポイントの有効期限を設定できること。

(エ)行政ポイント機能

- ・ 利用者が、利用先(加盟店)の確認をできること。
- ・ 利用者が、行政ポイントの利用履歴、残高、有効期限を確認できること。

(オ)行政ポイント管理機能

- ・ 発注者から利用者に対して、市の事業等において、多種多様な事業形態や参加形態に対応したポイント付与が可能であること。
- ・ 発注者が、複数の行政ポイントの種別を設けられること。
- ・ 発注者が、加盟店ごと、利用者ごとの利用履歴を確認、集計をできること。

- ・ 発注者が、特定のユーザに対して、任意数のポイント(例:5ポイント、100ポイント等)を発行できること。
- ・ 発注者が、行政ポイントの有効期限を設定できること。

(カ)カード対応

- ・ カードの券面に印刷した QR コードを、加盟店が読み取ることで決済ができること。
- ・ 地域通貨の購入ができない決済専用の簡易版のカードを別途作成できること。

(4)動作確認

発注者が事前に承認した項目表に沿って動作確認を行い、動作確認報告書を提出すること。

(5)利用マニュアル作成

下記の利用マニュアルを、令和5年3月31日までに作成すること。

なお、作成にあたっては、「A-3 デジタル地域通貨システムと健康ポイントシステムの連携」において実装した機能を反映すること。

- ① 管理者向け利用マニュアル
- ② 利用者向け利用マニュアル(詳細版)
- ③ 利用者向け利用マニュアル(概要版)
- ④ 加盟店向け利用マニュアル(詳細版)
- ⑤ 加盟店向け利用マニュアル(概要版)

A-2 健康ポイントシステムの構築

市民の健康に対する関心を高め、健康的な生活習慣を実践する行動変容のきっかけとして、歩数の実績や体組成計ならびに血圧計での計測に対して健康ポイントを付与する健康事業を実施する。

歩数については、スマートフォンのアプリまたはシステムのサーバと通信可能な活動量計を用いて計測する。

また、体組成計及び血圧計については、市の公共施設に複数台設置することで、参加者が日常的に計測可能な環境を提供するものとする。

本委託契約ではアプリの構築及び活動量計の納入を行うこととし、計測機器及びその周辺機器の調達については、別契約で発注者が行うものとする。(詳細 別図「健康ポイントシステム構成図」参照)

(1)システム要件

- ①健康ポイントシステムの構築は、受注者が保有するシステムを提供するサービスを基本とし、「5. 委託内容 A-2(3)健康ポイントシステムの構築」で指定する要件のほか、本契約の仕様を満たす上で不足する機能を追加して構築すること。また、機能要件の齟齬を防ぐため、発注者と協議し、本来あるべき姿の機能構築に努めること。

- ②サービスの実施にあたり、必要なハードウェア、データセンターの確保、また、サーバ OS、パッケージソフトウェア、データベース管理ソフトウェア、ウイルスソフト等、健康ポイントシステムの稼働に必要なソフトウェアは、受注者の負担で用意するものとする。
- ③発注者と受注者の協議調整の結果、安全性、信頼性、効率性、経済性等の観点から、発注者が健康ポイントシステムの機能要件を変更すべきと判断した場合は、システム機能の変更を行うことがある。
- ④健康ポイントシステムの設置場所は、別紙1「サービスレベルの保証基準(SLA)」に定める各項目の内容を保証できる環境とすること。
- ⑤サーバ等のハードウェアは、発注者専用でなくても構わないが、他のサービス利用者から独立し、セキュアなものであること。
- ⑥健康ポイントシステムを構築する各サーバには、ウイルス(ワーム、トロイの木馬、ボット等の侵入を含む。)対策を施し、発注者使用領域へのウイルス侵入を遮断すること。
- ⑦健康ポイントシステムを構築する各サーバには、不正アクセス対策を施し、発注者使用領域への不正侵入や保持情報の改ざん、窃取等を防止すること。
- ⑧健康ポイントシステムへのアクセスについては、通信上のセキュリティを確保するためSSL(セキュリティ・ソケット・レイヤー)認証による暗号化を施し、第三者機関発行のSSLサーバ証明書を確認できること。
- ⑨健康ポイントシステム稼働時の利用者数は、下記の通りとする。なお、将来的な利用者数の増に対応可能なシステムとすること。

システム利用者:2,800人

活動量計利用者:200人

(2)システムの動作環境

①端末要件

a.利用者端末

iOS及び Android 端末に対応すること。各 OS のメジャーアップデートに適宜対応すること。
また、iOS及び Android 端末を利用できない利用者は、活動量計を活用することでサービスの一部を利用できるようにすること。

b.管理者端末

以下で動作すること。

OS:Windows10、11

Webブラウザ(GoogleChrome)で動作すること。

② サーバの動作環境

(ア)受注者がサーバ機器及びシステムを用意し、インターネット回線を利用したシステムであること。

(イ)サーバ機器等は、日本国内のデータセンター内に設置すること。また、データセンターは堅牢な建物であること。

(ウ)ファイアウォール等によるセキュリティ対策を講じ、不正アクセス検知等の仕組みが備わっていること。

(エ)健康ポイントシステムの利用者のアクセス時、クライアント機器の性能が充分で、回線による遅延の影響や極端なアクセス集中もない場合、ページ表示レスポンス速度が概ね2秒以内であること。

(3)健康ポイントシステムの構築

① 制度設計補助

本業務の遂行を目的として、健康ポイントの運用ルールの策定において、必要に応じて法令・事例・監督省庁の見解の調査を行う等、適切な助言を行うこと。また、業務の円滑な遂行のため、スケジュール及びタスク管理を行うこと。

② 基本設計・詳細設計

発注者が求める機能要件に準じた健康ポイントシステムの基本設計、詳細設計を行うこと。

③ 構築

基本設計・詳細設計に基づき、システム構築を行うこと。

④ 機能要件

(ア)全般

- ・ 利用者が、iOS 端末においては「App Store」、Android 端末においては「Google Play」からアプリのダウンロードをできること。
- ・ 利用者からの申請、もしくは管理者の操作により利用者登録(ID発行)ができること。
- ・ システムのサーバと通信可能な体組成計や血圧計と連携できること。

(イ)歩数計測機能

- ・ 利用者の1日単位での歩数(1歩単位)を記録できること。
なお、正確な歩数の測定を担保するため、一般社団法人スマートウェルネスコミュニティ協議会による推奨歩数計認証を得た歩数の記録精度を提供すること。
また、歩数の計測機能については、別アプリとの連携により実現することも差し支えない。
- ・ 利用者は、過去の歩数の記録の確認をできること。

(ウ)健康ポイント機能

- ・ 利用者は、発注者が設定した基準の歩数を達成することで、健康ポイントの付与を受けられることができること。
- ・ 利用者は、体組成計や血圧計の計測を行うことで、健康ポイントの付与を受けられることができること。

- ・ 発注者が、健康ポイントの有効期限を設定できること。

(エ)その他

- ・ 発注者の操作により、利用者に向けたプッシュ通知ができること。
- ・ 発注者から利用者に対するアンケート機能を有すること。

(オ)管理者機能

- ・ 発注者が、利用者の歩数データや、健康ポイント取得状況の確認をできること

(4)活動量計の納入

下記の要件を満たす活動量計200台を納入すること。

納入した活動量計の所有権は、本契約の委託金額の完済をもって発注者に帰属する。

- ① 1日あたりの歩数(1歩単位)及び活動エネルギー量(最低 1kcal 単位)を表示できること。
なお、正確な歩数の測定を計測するため、一般社団法人スマートウェルネスコミュニティ協議会による推奨歩数計認証を得ていること。
- ② 一定の期間、歩数及び活動エネルギー量を記録できること。
- ③ 非接触ICチップを内蔵すること。なお、紛失時のセキュリティ対策として、非接触 IC チップ内部には利用者の氏名等個人情報を記録しないこと。
- ④ 体組成計及び血圧計に備え付けの読み取り端末に活動量計をかざすことで、歩数及び活動エネルギー量を健康ポイントシステムのサーバに送信できること。
また、コンビニエンスストアに設置されているマルチメディア端末(Loppi 等)にかざすことでも歩数及び活動エネルギー量を健康ポイントシステムのサーバに送信できること。
- ⑤ 納品後、開封時に製品不良が発生した場合は、契約期間満了後であっても交換に応じること。

(5)動作確認

発注者が事前に承認した項目表に沿って動作確認を行い、動作確認報告書を提出すること。

(6)利用マニュアル作成

下記の利用マニュアルを令和5年3月31日までに作成すること。

なお、作成にあたっては、「A-3 デジタル地域通貨システムと健康ポイントシステムの連携」において実装した機能を反映すること。

- ① 管理者向け利用マニュアル
- ② 利用者向け利用マニュアル(詳細版)
- ③ 利用者向け利用マニュアル(概要版)

A-3 デジタル地域通貨システムと健康ポイントシステムの連携

利用者が健康ポイントシステムで貯めた健康ポイントを、デジタル地域通貨システムにおける行政ポイントと交換できるよう、両システムの連携機能を実装すること。

(1)基本設計・詳細設計

発注者が求める機能要件に準じたシステム連携の基本設計、詳細設計を行うこと。

(2)連携実装

基本設計・詳細設計に基づき、システム連携の実装を行うこと。

(3)機能要件

①認証

利用者が健康ポイントシステムのアプリを操作して、デジタル地域通貨システムの認証情報を入力することで、両システム間での連携ができること。

②ポイント交換

利用者が健康ポイントシステムのアプリを操作して、利用者が保有している健康ポイントをデジタル地域通貨システムにおける行政ポイントに交換できること。

③ポイント交換履歴の確認

健康ポイントを行政ポイントに交換した履歴は、健康ポイントシステムから確認ができること。

(4)動作確認

発注者が事前に承認した項目表に沿って動作確認を行い、動作確認報告書を提出すること。

A-4 作業場所

本業務における作業場所は、以下のとおりとする。ただし、受注者は、作業場所を変更する等の事由が発生した場合には、速やかに書面により発注者にその旨を通知し、発注者の承諾を得て変更するものとする。

(1)開発作業場所

受注者が指定する開発作業場所

(※契約締結後に速やかに場所を特定し、発注者の承認を得ること。)

(2) 打合せ、稼動テスト実施場所

市川市八幡1丁目1番1号 第1庁舎

※必要に応じてインターネット会議での開催も可とする。

インターネット会議の利用にあたり必要となるWeb会議システムのライセンスは、受注者の負担で用意すること。

B 印刷物等製作用務

B-1. 製作用務

デジタル地域通貨を周知するための印刷物等を製作すること。

なお、すべての製作物について、キャラクター、ロゴ、文字等の配置といったデザインの原案については発注者が作成することとする。

また、作成にあたって1製作物あたり、2回の校正を行うこととする。

(1) 広報物の作成

① 事業ポスター(A2 カラー/片面)	300 枚
② 事業チラシ(A4カラー/両面)	8,000 枚
③ 加盟店用ステッカー(約 12cm×約 12cm カラー/片面)	220 枚
④ のぼり旗(台座及びポールを含む/カラー/両面)	220 セット
⑤ 加盟店一覧(A4 カラー×4ページ/両面)	12,000 枚

(2) 決済用物品の作成

① 利用者向けカード(ATM チャージ可能)	5,000 枚
② 利用者向けカード(ATM チャージ不可)	1,000 枚
③ 加盟店用 QR コードスキャン台紙(掲示用)	220 台
④ 加盟店向け決済マニュアル(A4 カラー/片面)	220 枚

(3) 事業への参加申込に係る印刷物の作成

① 加盟店向け参加申請書(A4モノクロ/片面)	600 枚
② 加盟店利用規約(A4 モノクロ×4ページ/両面)	600 枚
③ 利用者向け参加申請書(A4 モノクロ/片面)	10,000 枚
④ 利用者向け利用規約(A4 モノクロ×4 ページ/両面)	10,000 枚
⑤ カード利用者向けマニュアル(A4カラー/片面)	5,000 枚

B-2. 作業場所

本業務における作業場所は、以下のとおりとする。ただし、受注者は、作業場所を変更する等の事由が発生した場合には、速やかに書面により発注者にその旨を通知し、発注者の承諾を得て変更するものとする。

(1) 作業場所

受注者が指定する作業場所

(※契約締結後に速やかに場所を特定し、発注者の承認を得ること。)

(2) 打合せ場所

市川市八幡1丁目1番1号 第1庁舎

対面形式にて3回程度の打合せを行う。

※必要に応じてインターネット会議での開催も可とする。

インターネット会議の利用にあたり必要となるWeb会議システムのライセンスは、受注者の負担で用意すること。

C 加盟店獲得用務

事業に参加する加盟店の獲得を行うこと。

C-1. 加盟店獲得用務

(1)店舗向け説明会運営支援

店舗を対象とした説明会の運営支援を行うこと。

なお、参加者に配布する資料については、受注者の負担で印刷すること。

- ① 開催回数
各半日程度 5回
- ② 会場
発注者の負担で別途提供するものとする。
- ③ 説明内容案
・事業の概要
・決済方法
・利用規約 等
- ④ 参加者数
1回あたり、20 名程度

(2)店舗への訪問・説明用務

発注者が指定する事業対象区域の店舗に対して訪問及び事業の説明を行うこと。

- ① 訪問店舗数
少なくとも 200 店舗への訪問・説明を行うものとする。
- ② 訪問方法
店頭における対面での訪問・説明を原則とする。対面での訪問が難しい場合、発注者と協議のうえ、電話や資料の投函等、非対面での訪問でも構わない。
- ③ 説明事項
・事業概要
・決済方法
・利用規約 等
- ④ 報告書
店舗の事業参加の意向や意見等を記録した報告書を発注者に提出すること。

C-2. 作業場所

本業務における作業場所は、以下のとおりとする。ただし、受注者は、作業場所を変更する等の事由が発生した場合には、速やかに書面により発注者にその旨を通知し、発注者の承諾を得て変更するものとする。

(1)作業場所

受注者が指定する作業場所

(※契約締結後に速やかに場所を特定し、発注者の承認を得ること。)

(2) 打合せ場所

市川市八幡1丁目1番1号 第1庁舎

対面形式にて3回程度の打合せを行う。

※必要に応じてインターネット会議での開催も可とする。

インターネット会議の利用にあたり必要となるWeb会議システムのライセンスは、受注者の負担で用意すること。

6 業務実施責任者の設置

業務実施責任者は、業務実施状況の把握及びシステム環境構築用務、印刷物等製作用務、加盟店獲得用務に係る担当者との連絡調整を行い、円滑な業務運営を行う者を定めることとする。

7 提出書類及び報告書(納品物)

受託者は、次に示す納品物一覧表の書類を提出期限内に提出するものとする。

なお、契約期間の最終月については、納品一覧表の記載に関わらず、提出期限は最終月の月末までとする。

納品物一覧表

No.	納品物	提出期限
1	業務実施計画書	委託開始日から7日以内
	業務実施体制図	
	スケジュール	
	業務実施責任者名	
	業務従事者名簿	
	緊急時連絡体制表	
2	情報セキュリティ対策チェックリスト	委託開始日から7日以内
3	進捗管理票及び進捗報告書	委託期間内随時
4	議事録	
5	「5. 委託内容」において納品するもの	
6	システム基本設計書又はパッケージ基本仕様書・機能変更仕様書	業務完了日まで
7	業務完了報告書(作業実績報告書)	
8	完了届	委託期間終了日

※一般のパソコンで扱えるファイル形式の電子データとして、全ての納品物件をまとめて収録した電子媒体(CDまたはDVD1部)を、委託期間終了日までに納品すること。

※受託者は、報告書等のタイトルを明記の上、1部(A4又はA3サイズ)、委託者に提出するものとする。

※受託者は、印刷物について作成した成果品を1部、委託者が別途定める期限までに納品するものとする。

※内容に変更、追加が生じたときは、委託者と受託者が協議してこれを定めることとする。

8. 納品場所

「7. 提出書類及び報告書(納品物)」で指定した納品物件は、「3. 担当部課」で指定した場所に、期日までに納品すること。

9. 契約不適合責任

契約約款にかかわらず、本委託契約による作業の結果が、契約の目的に沿わない、又は委託内容に適合しないことを発注者が認識した場合、委託期間終了日から15ヶ月以内の間に受注者に対する書面による通知を行われ、当該不適合が受注者の責に帰すべき事由にのみに起因する場合、発注者は受注者に対して不適合部分の修補を求める、若しくは損害の賠償を請求することができるものとする。

10. 秘密の保持

(1)受注者は、この作業によって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

(2)受注者は、作業を実施するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

11. 情報セキュリティの確保

受注者は、作業を実施するにあたり、情報セキュリティの取扱いについては、別記2「情報セキュリティ取扱特記事項」を遵守しなければならない。

12. 著作権について

(1)著作権の譲渡等

- ① 受注者は、目的物(未完成のものを含む。)又は目的物を利用して完成させた物(以下「著作権に係る目的物等」という。)が著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第21条から第29条

に規定する著作権者の権利(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。以下「著作権」という。)のうち、受注者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、受注者に帰属するものを、目的物の引渡し時に発注者に無償で譲渡するものとする。ただし、受注者は、発注者の承諾を得て、目的物又は著作権に係る目的物等を利用することができる。

- ② 発注者は、受注者が目的物又は著作権に係る目的物等の作成にあたって開発したプログラム(著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。)及びデータベース(著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。)について、受注者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。
- ③ 前2項の規定にかかわらず、目的物に受注者又は第三者が既に著作権を保有しているものが組み込まれている場合の当該著作権は、受注者又は第三者に帰属するものとする。

(2) 著作権者人格権の制限

- ① 受注者は、発注者に対し、受注者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き次に掲げる行為をすることを許諾すること。
 - a. 目的物又は著作権に係る目的物等の内容を公表すること。
 - b. 目的物又は著作権に係る目的物等の内容を窓口予約システムに係わる事業の維持、運営、管理、広報等のために必要な範囲内で、複製し、又は改変すること。
 - c. 目的物又は著作権に係る目的物等を、窓口予約システムに係わる事業の維持、運営、管理、広報等のために必要な範囲内で、写真、模型、絵画その他の媒体により表現すること。
 - d. 目的物又は著作権に係る目的物等を公表するときに著作者名の表示をしないこと。
- ② 受注者は、前項の規定によらず発注者に対し、納品物件の「8. 操作マニュアル」並びにシステム出力データを改変し、業務で使用することを許諾すること。
- ③ 受注者は、受注者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権に係る目的物を除きあらかじめ発注者の承諾又は合意を得ることなく目的物又は著作権に係る目的物等の内容を公表してはならない。
- ④ 受注者は、受注者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権に係る目的物を除き発注者が著作権を行使する場合において、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使してはならない。

(3) 第三者の著作権の侵害の防止

- ① 受注者は、受注者が発注者に引き渡した目的物の全てについて第三者の有する著作権等の知的財産権を侵害するものでないことを保証すること。
- ② 受注者が前項の規定に違反し、第三者の有する著作権等の知的財産権を侵害した場合は、受注者は、その損害を賠償し、必要な措置を講じなければならない。

13. 権利義務の譲渡の禁止

受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供することはできない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

14. その他

- (1) 契約履行上の疑義については、発注者と受注者とが協力して解決すること。
- (2) 受注者は、暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項を遵守すること。
- (3) 委託者は、受託者の業務履行状況を不相当と認めた場合は、その理由を明示し業務の改善を受託者に求めることができる。
- (4) 受託者は、業務の履行に伴って事故が生じた場合には、直ちに委託者及び所轄警察署その他関係機関に報告するとともに応急処置を講ずるものとする。
- (5) 受託者は、この業務の履行に当たり、委託者又は第三者に損害を及ぼした場合は、委託者の責に起因する事由による場合を除いて、その損害賠償の責を負わなければならない。
- (6) 業務の履行に当たっては、労働基準法その他関係法令を遵守しなければならない。
- (7) 本仕様書に定めのない事項への対応については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

サービスレベルの保証基準(SLA)

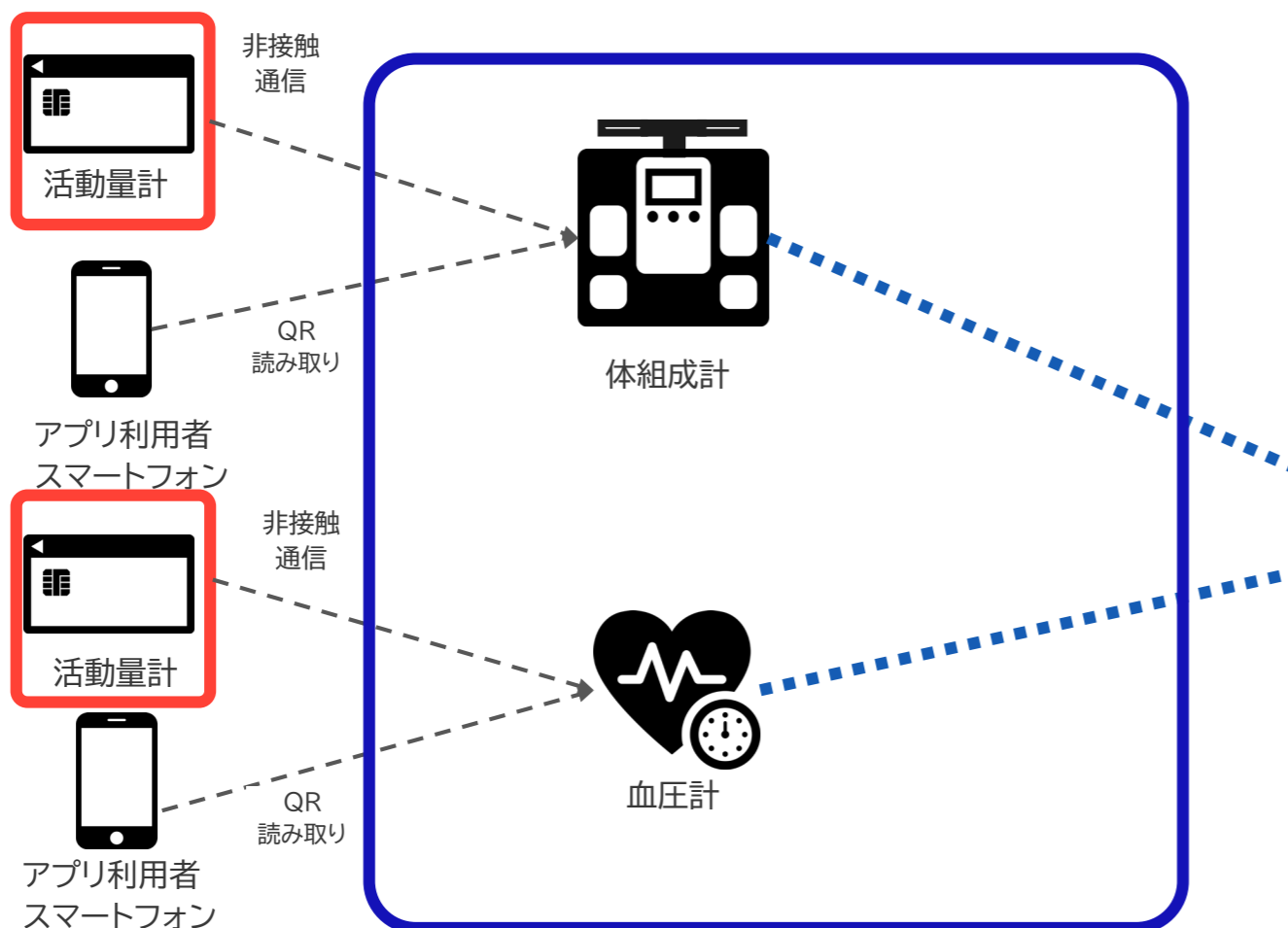
別紙1

項番	対象	項目	単位	評価および測定方法	本システムに対する提供レベル
1	サービス全体	稼働率	%	(月間の障害対応時間帯の総時間－月間の障害対応時間帯の累計サービス停止時間)／月間の障害対応時間帯の総時間(計画停止時間を除く)※単位は年間のものでも可能とする。	95%以上
2	障害対応	対応時間	時間帯	システム運用時に障害を検出し対応を行う時間帯	月曜日から金曜日(祝日及び指定する休業日を除く)9時から17時まで
3		障害通知	時間(分)	異常を検知し、障害状況の一報を通知するまでの時間	上記時間帯に限り30分以内
4		経過報告間隔	時間間隔	障害報告を行い、状況を定期的に報告を行う間隔	適宜
5	ソフトウェア対応	アップデート	有無	システムソフトウェアに関するアップデートがリリース後に検討され、適用の是非が確認されているか。	有
6	運転対応	運転時間	時間帯	通常のシステム運用を行う運用時間帯	24時間
7	キャパシティ管理	容量の監視間隔	有無	システム用ディスクデータの容量が規定容量を超えていないことが監視されているか。	有
8	セキュリティ管理	事前申請、記録管理	有無	データセンターへの入退出の履歴管理が規定されているか。	有
9	電源設備	電源監視装置の設置	有無	電源を安定して共通するための監視装置が設置されているか。	有
10		停電対策	有無	無停電電源装置が設置されているか。	有
11	空調設備	空調稼働運転の要件	有無	空調設備の稼働時間が24時間稼働可能であるか。	有
12	地震対策設備	耐震／免振能力の確保	有無	地震対策を施した設備であるか。	有

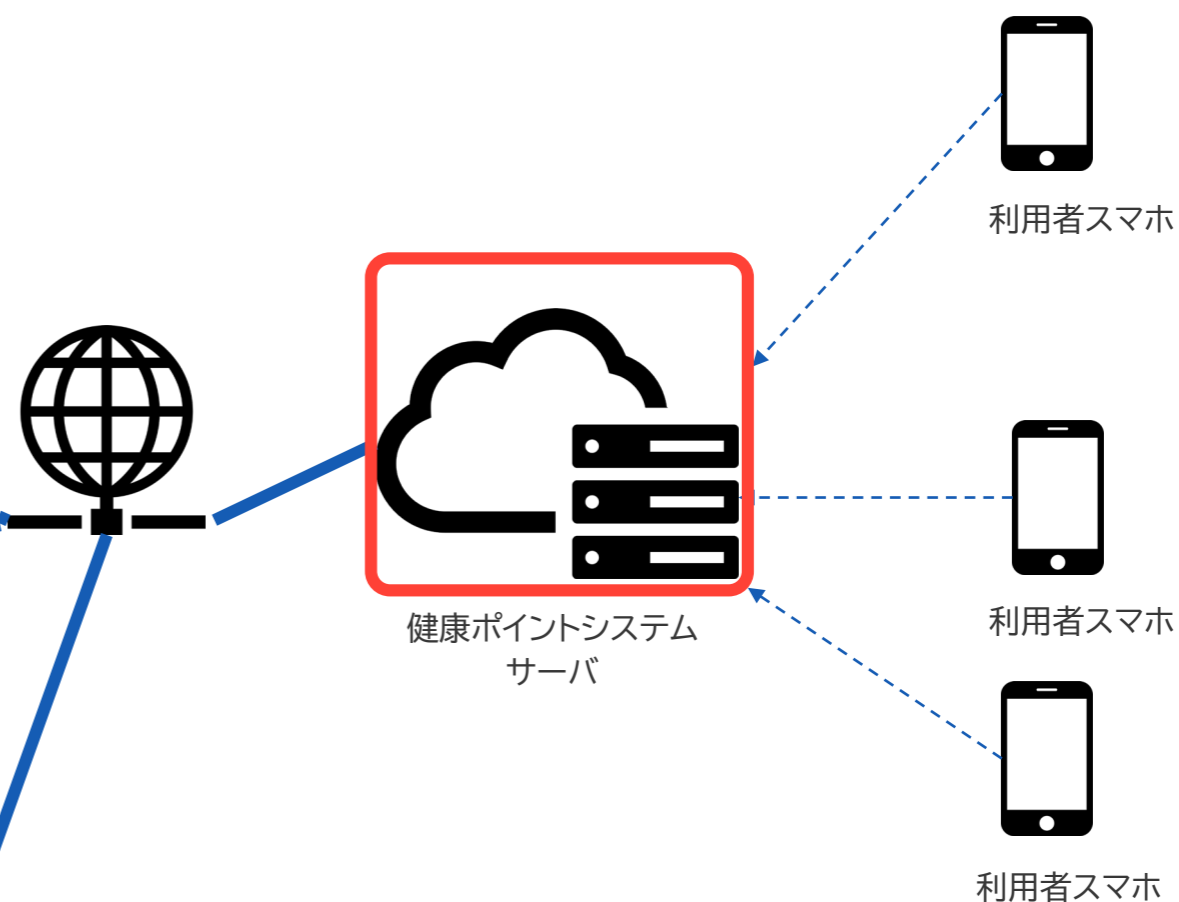
【別図】健康ポイントシステム構成図

構成図(イメージ)

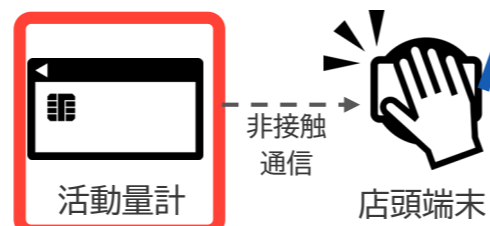
公共施設



インターネット環境



コンビニエンスストア



本契約における調達範囲

別契約における調達範囲

暴力団等排除に係る契約解除に関する特約条項
(製造の請負、業務委託、賃貸借その他契約用)

(総則)

第1条 この特約は、この特約が付される契約（市川市財務規則（昭和60年規則第4号）第116条の規定により、契約書の作成を省略する契約を含む。以下「契約」という。）と一体をなす。

(暴力団等排除に係る解除)

第2条 市川市（以下「市」という。）は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（法人である場合には、その役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者を、法人以外の団体である場合には、代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者を、個人である場合には、その者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）であると認められるとき、又は暴力団若しくは暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等（暴力団及び暴力団員等並びに暴力団及び暴力団員等と密接な関係を有する者をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
 - (3) 役員等が、暴力団等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は前4号のいずれかに該当する法人等（法人その他の団体又は個人をいい、市川市入札参加業者適格者名簿に登録されているか否かを問わない。）であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前5号のいずれに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (7) 契約の相手方が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、市が契約の相手方に対して当該契約の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- 2 契約の相手方が、協同組合又は共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用するものとする。

- 3 契約の相手方は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額（この契約が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する条例で定める契約（この項において「長期継続契約」という。））においては、契約期間中の各会計年度の支払予定額のうち最も高い額（この項において「最高支払予定額」という。））の100分の10に相当する額を市が指定する期限までに支払わなければならない。ただし、単位数当たり契約金額を定めた単価契約においては、契約単価に契約期間内の予定数量を乗じて計算した額（長期継続契約においては、最高支払予定額）の100分の10に相当する額とする。
- 4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、市は、当該保証金を前項の違約金に充当することができる。
- 5 第1項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の規定による。

（関係機関への照会等）

第3条 市は、契約からの暴力団等の排除を目的として、必要と認める場合には、契約の相手方に対して、役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができ、その情報を管轄の警察署に提供することで、契約の相手方が前条第1項各号に該当するか否かについて、照会できるものとする。

- 2 契約の相手方は、前項の規定により、市が警察署へ照会を行うことについて、承諾するものとする。

（契約の履行の妨害又は不当要求の際の措置）

第4条 契約の相手方は、自らが、又はこの契約の下請負若しくは受託をさせた者（この条において「下請事業者等」という。）が、暴力団等から契約の適正な履行の妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、管轄の警察署に届け出なければならない。

- 2 契約の相手方及び下請事業者等は、前項の場合において、市及び管轄の警察署と協力して、契約の履行の妨害又は不当要求の排除対策を講じなければならない。

別記1

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、この業務契約による個人情報の取扱いに当たっては、市川市個人情報保護条例（昭和61年条例第30号）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(個人情報の機密保持義務)

第2条 受注者は、この業務契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この業務契約終了後も、同様とする。

(受託目的以外の個人情報の利用の禁止)

第3条 受注者は、この業務契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への個人情報の提供の禁止)

第4条 受注者は、この業務契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止又は制限)

第5条 受注者は、この業務契約による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず第三者と再委託するときは、必ず発注者の承諾を得るものとする。

(適正管理)

第6条 受注者は、この業務契約による事務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。受注者自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする。

(個人情報の複写又は複製の禁止)

第7条 受注者は、この業務契約による事務を処理するため発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(個人情報の無断持ち出しの禁止)

第8条 受注者は、発注者から提供を受けた個人情報が記録された資料等について、発注者の承諾なしに、いかなる手段を用いても次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) この業務契約により指定された業務場所以外の場所に持ち出し、又は送付すること。
- (2) 電子メール、ファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を利用して、この業務契約により指定された業務場所以外の場所に送信すること。

(事故発生時の報告義務)

第9条 受注者は、この業務契約の事務を処理するに当たり、個人情報記録された資料等の漏えい、滅失、その他の事故が発生したとき、又は発生する恐れがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(個人情報の返還又は抹消義務)

第10条 受注者がこの業務契約の事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、契約期間の満了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡し、若しくは発注者の指示に従い抹消するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(受注者の事業所への立入検査に応じる義務)

第11条 発注者は、必要があると認めるときは、この業務契約の事務に係る受注者の事務所に、随時に立ち入り、調査を行い、又は受注者に参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

2 受注者は、前項の立入調査を拒み、妨げ、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

(損害賠償義務)

第12条 受注者が故意又は過失により個人情報を漏えい等したときは、受注者はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

別記2

情報セキュリティ取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、この契約に基づく業務（以下「本件業務」という。）を履行するに当たっては、適正に情報セキュリティの管理を行う体制を整備し、情報セキュリティに関する適切な管理策を講じなければならない。

(定義)

第2条 この特記事項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 本件業務に関する情報 発注者が本件業務を履行させるために受注者へ提供した情報（個人情報を含む）又は受注者が本件業務を履行するために収集し、若しくは作成した情報をいい、形状は問わず、複写複製も含むものをいう。
- (2) 情報セキュリティ 本件業務に関する情報を含む情報の機密性、完全性及び可用性を確保し、維持することにより、適切な利用環境を維持しながら、犯罪や災害等の各種脅威から情報を守ることをいう。
- (3) 機密性 情報へのアクセスが許可されない者は、情報にアクセスできないようにすることをいう。
- (4) 完全性 正確な情報及び正確な処理方法を確保することをいう。
- (5) 可用性 情報へのアクセスが許可されている者が必要なときに確実に利用できるようなことをいう。
- (6) 情報システム 情報を適切に保存・管理・流通するための仕組みをいい、コンピュータとネットワーク及びそれを制御するソフトウェア、その運用体制までを含んだものをいう。
- (7) マルウェア 情報システムに対して攻撃をするソフトウェアをいう。
- (8) 情報セキュリティインシデント 情報セキュリティに関する事故・問題をいう。

(目的外利用の禁止)

第3条 受注者は、本件業務の履行に当たり、本件業務に関する情報を収集、作成又は利用するときは、本件業務の履行目的の範囲内で行うものとする。

2 受注者は、本件業務の履行に当たり発注者に対し、当該情報にアクセスする者及びアクセス方法について明示し、発注者の承認を得なければならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 受注者は、本件業務に関する情報を、発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(再委託の禁止又は制限)

第5条 受注者は、本件業務を自ら履行するものとし、やむを得ず本件業務の一部を第三者に再委託するときは、再委託する業務範囲を明示したうえで、必ず発注者の承諾を得るものとする。

2 受注者は、前項の規定により発注者の承諾を得て第三者に再委託する場合にあっては、再委託先に対し情報セキュリティに関して監督する責任を有することとし、再委託先の情報セキュリティの管理体制について発注者に報告しなければならない。

3 受注者は、発注者が前項の規定による報告によって再委託先の情報セキュリティの管理体制が不十分であることを理由として、再委託先の変更又は中止を求めた場合にあっては、再委託先の変更又は中止をしなければならない。

(適正管理)

第6条 受注者は、本件業務に関する情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第7条 受注者は、本件業務に関する情報を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(無断持ち出しの禁止)

第8条 受注者は、本件業務に関する情報について、発注者の承諾なしに、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) この契約により指定された作業場所以外の場所に持ち出し、又は送付すること。

(2) 電子メール、ファックスその他の電気通信（電気通信事業法第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を利用して、この契約により指定された作業場所以外の場所に送信すること。

(情報セキュリティの維持、改善等)

第9条 受注者は、本件業務に関する情報及び情報システムの取扱いについて、機密性、完全性及び可用性を確保し、維持するために、次に掲げる管理策を講じなければならない。

(1) マルウェアに対するリスクを最小限にするために、情報システムに対しマルウェア対策ソフトの導入を許容するとともに、その定義ファイルについても常に最新の状態に維持されることを阻害してはならない。

(2) 常に脆弱性等の情報を収集し、修正プログラムが公開された場合には、情報システムに対し対応策を講じなければならない。この場合において、受注者が開発し、又は開発させ発注者に納入している情報システムの改修が必要となるときは、発注者と対応策を協議するものとする。

(3) 本件業務に関する情報を含む情報の流出、改ざん、消失及び不正利用を防止するために必要な措置を講じなければならない。

(4) その他、情報セキュリティの維持のために必要と認められる場合、発注者と協議の上、対応策を講じなければならない。

2 受注者は、前項の規定により講じている管理策の内容を定期的に報告しなければならない。

3 受注者は、この特記事項に基づく報告、情報セキュリティの管理体制、実施事項に関する書類を整備しておかななければならない。

(情報セキュリティインシデントへの対応等)

第10条 本件業務に関し情報セキュリティインシデントが発生したときは、受注者は、直ちに、発注者に報告するとともに、発注者の指示に従い、その対応策を講じなければならない。

2 受注者は、前項の規定により対応策を講じたときは、その内容を発注者に報告しなければならない。

3 発注者は、本件業務に関する情報セキュリティインシデントが発生した場合であって、必要があると認めるときは、当該情報セキュリティインシデントの公表を行うことができる。

(情報セキュリティの管理体制)

第11条 受注者は、第1条に規定する情報セキュリティの管理体制の内容について発注者と協議しなければならない。

2 前項の情報セキュリティの管理体制には、情報セキュリティ担当責任者及び担当者の職及び役割を明確にしておかなければならない。

3 受注者は、本件業務を担当する者に対して、情報セキュリティに関する教育及び情報セキュリティインシデントに対する訓練を実施するものとする。

(不要な情報の返却又は廃棄)

第12条 受注者は、本件業務に関する情報のうち、不要となったものについては、直ちに、返却又は復元できないような形で廃棄しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により本件業務に関する不要な情報を廃棄したときは、書面をもって発注者に報告するものとする。

(報告の徴収及び立入検査等)

第13条 発注者は、情報セキュリティの維持・改善を図るため、受注者に対し、必要に応じて本件業務に係る情報セキュリティ対策について報告を求めることができる。

2 発注者は、情報セキュリティの維持・改善を図るために必要な範囲において、指定した職員に、本件業務と係わりのある場所に立ち入り、受注者が講じた情報セキュリティ対策の実施状況について検査させ、若しくは関係者に質問させ、又はその情報セキュリティ対策が情報セキュリティの維持・改善を図るために有効なものであるか等について調査をさせることができる。

3 受注者は、発注者から前項の規定による立入検査の申し入れがあった場合は、これに応じなければならない。

(損害賠償義務)

第14条 受注者は、受注者又は再委託先が本取扱特記事項に定める規程を遵守せず、情報を漏えい、滅失、毀損、不正使用その他の違反によって発注者又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負う。